

介護保険料について

Q 介護サービスを利用していない人も介護保険料は納めなければならないのでしょうか。

A 介護保険料は、40～64歳の方は医療保険と一緒に、65歳以上の方は介護保険のみでそれぞれ納めていただいております。介護保険料を納めることで、介護サービス利用料1割負担し、利用することができます。介護サービスを利用していなくても、突然、利用しなければならない状況になるかもしれませんので、いざという時のためにも介護保険料の納付にご理解をお願いいたします。

保険料の未納が続いた場合、例えば本来なら5千円の負担で済むところが5万円負担しなければならなくなります。

どうしても支払えない事情がある場合には、分納納入など相談させていただきますので、役場住民課介護保険係へ早めに連絡をお願いします。

介護保険料

介護保険制度に関するよくある質問と回答

1年未納

サービス費用を一度全額（10割）自己負担して、申請によりあとで保険給付分（費用の9割）を受け取ります。

1年半未納

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付が一時差し止めとなります。なお滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額が差し引かれる場合があります。

2年以上未納

利用者負担が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

Q 本町の介護保険料が高いのはなぜですか？

A 本町に限らず全国的に介護保険料額は上昇しています。主な要因は

- ◎国の基準で65歳以上の方の負担率の変更（20%→21%）
- ◎介護報酬の見直しにより全体で1.2%の費用額上昇
- ◎介護保険制度の浸透により介護サービス利用者が増えている

本町では総合住民健診での基本チェックリストの活用や地域の方からの情報提供、単身高齢者の方への定期訪問などにより、介護や支援が必要な方を漏らすことの無いよう取り組んでおり、介護サービスを利用されている方の割合が他市町村に比べて高くなっています。介護保険料が高いということは、それだけ介護サービスの提供やサポート体制が充実しているということです。



Q 年金を受け取っているのに、介護保険料の天引きにならないのはなぜですか？

A 介護保険制度では、年金を年額18万円以上受け取っている方は介護保険料の年金天引き（特別徴収）をすることになっています。ただし、次のような場合は天引きにならないことがあります。

- 65歳になったばかり、転入したばかり→年金保険者が天引き対象者と把握するまでの間、天引きされません。
- 複数の年金を受け取っている→複数の年金を受け取っている場合、国の規定で年金種別に優先順位がつけられています。優先順位の上位の年金を単独で見たときに年額18万円未満の場合、天引きされません。



年金天引を行う年金の優先順位は下表のように決められています。

- | | |
|-----|-----------------|
| 第1位 | 旧：社会保険庁 |
| 第2位 | 国家公務員共済組合連合会 |
| 第3位 | 移行農林共済年金・移行農林年金 |
| 第4位 | 日本私立学校振興・共済事業団 |
| 第5位 | 地方公務員共済組合 |

介護サービスの利用について

Q サービス利用料は1割負担だが、それでも利用が多くなると高額になる。支払いが大変になるので何とかならないか。

A 介護サービス利用料が高額になった場合、「高額介護サービス費」という制度があります。同じ月に利用した自己負担が一定の限度額を超えたときに、超えた分が後から給付されます。ただし、所得によって限度額が異なり、給付を受けるためには申請が必要となるため、高額介護サービス費に該当する方には役場から申請書を送付しています。

Q 介護認定を受けたら、ホームヘルパーには何でもお願いできますか？

A ホームヘルパーが行うことのできる支援内容は、介護保険法で決められています。介護保険法は「介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すること」を基本理念としています。基本的にホームヘルパーは本人ができることには支援をしません。ただし、本人ができることでも支援しないと危険である場合は、安全を重視し支援する場合があります。担当ケアマネージャーやヘルパー事業所の担当者とよく相談し支援内容を確認しましょう。

Q 家族が昼間仕事でいないので、ホームヘルパーに調理してもらっているが、家族の分も一緒に作ってもらうことはできますか？

A ホームヘルパーは介護が必要な人に対して支援しますので、家族の分は調理できません。

Q 介護保険の住宅改修はどんなことができますか？何度でも利用できますか？

A 介護保険制度での住宅改修の項目は、自宅で生活している要介護、要支援に認定されている方が利用できます。手すりの取り付けや段差の解消、すべり防止、床材の変更など介護保険法で指定された小規模な改修となっています。利用の際は、事前に届出をして、指定された住宅改修であるかどうか審査を受けます。20万円までの利用限度額で、1割は自己負担となります。20万円に達するまで、数回に分けて利用することもできます。

Q 一時的に身を寄せている住宅でも住宅改修は利用できますか？

A 介護保険は「保険証に記載されている住所」でサービスを利用することになっています。そのため、身を寄せている住所に住民票も移動し、保険証の住所と一致している場合は利用できます。保険証と違う住所であれば利用することはできません。

その他

Q 要介護認定されたら、必ず何かの介護サービスを受けなければなりませんか？

A 家族の介護や本人の能力上、生活に支障がない場合は、認定されたからといって必ずサービスを利用する必要はありません。

Q 入院中の病院から外泊するときにホームヘルパーをお願いしたい。

A 現行の制度では介護保険より医療保険が優先されます。入院中は医療保険の利用になるため、介護保険サービスは利用できません。外泊は本来であれば入院中のため、病院の管理下で医療保険適用中という扱いになります。したがって、外泊中は医療保険が優先されるため、介護保険であるホームヘルパーは利用できません。

